

別紙

諮問第1007号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「カルテ全部〇月〇日からの分」の開示を求める本件開示請求に対し、地方独立行政法人東京都立病院機構理事長が令和4年9月6日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条2号及び6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年4月26日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月29日（第242回第二部会）及び同年6月28日（第243回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

ア 診療録について

医師法（昭和23年法律第201号）24条1項は、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」として診療録作成の根拠を定めている。東京都立病院では、「都立病院における診療録等記載マニュアル」（平成13年2月東京都衛生局病院事業部発行）において、「診療録等」を「医師等の医療従事者が作成・記載する診療録、看護記録、処方内容及び医療保険制度上適切な記載が必要とされる書類のことをいう。」としている。このうち診療録は、診療を受けた者ごとに作成され、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）23条の規定により、診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢、病名及び主要症状、治療方法（処方及び処置）並びに診療の年月日を記載することとされている。

また、厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛てに通知した「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日医政発第0912001号）の別添「診療情報の提供等に関する指針」によれば、「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録とされており、ここにいう「診療記録」の内容は、上記マニュアルにおける「診療録等」と同様のものであると解される。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求は、「カルテ全部 ○月○日からの分」の開示を求めるものであるところ、実施機関は本件対象保有個人情報として、別表に掲げる都立〇〇病院（以下「本件病院」という。）における診療録（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日）を特定し、同表に掲げる本件非開示情報がそれぞれの非開示条項に該当するとして、当該各部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査会は、本件非開示情報について、別表のとおり、本件非開示情報1から3に分類した上で、それぞれの非開示妥当性について判断する。

#### ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、本件病院の医師が患者家族や審査請求人から聞き取りをした内容が、本件非開示情報2には、本件病院の医師と審査請求人以外の関係者とのやり取りが記載されており、本件非開示情報3は、本件病院の医師及び他の医療機関の医師が相互に患者を紹介する場合などに発行する診療情報提供書であることが確認された。

審査会において検討したところ、上記の非開示情報は、いずれも本件病院において内部に留めることを前提に記載されたものであると認められるから、これらが開示されると、本件病院の医師と患者家族や審査請求人以外の関係者及び他の医療機関の医師（以下併せて「関係機関等」という。）との信頼関係が損なわれる可能性があり、その結果、診療方針等を検討するに当たり、関係機関等から十分な情報を得られなくなるおそれがあると認められる。

また、同様に、上記の非開示情報が開示されると、今後開示を前提として診療録に記載しなければならなくなり、機微な情報などを診療録に記録することを躊躇するおそれが認められる。ひいては、今後の病院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1から3は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報2の同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### エ 本件における実施機関の対応について

実施機関は、本件一部開示決定通知書の「3 開示しない部分及びその理由」欄の別紙項番20及び21の「非開示部分」欄に「その他の関連情報」と記載する。

審査会が見分したところ、同別紙項番20においては、「その他の関連情報」欄に加え、「家族関係」欄についても非開示とされていること、また、同別紙項番21で非開示とされているのは、「患者の入院による家族のストレス状況」欄のみであり、「その他の関連情報」欄は空欄であって非開示とされていないことが確認された。

本来、実施機関は本件対象保有個人情報において非開示とした部分と、本件一部開示決定通知書における非開示部分の記載との整合を図るべきであった。

以上のように、本件における実施機関の対応には不適切な点があったといわざるを得ず、今後はこのようなことがないように、実施機関に対し望むものである。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件非開示情報、非開示条項

本件対象保有個人情報			本件非開示情報		非開示条項
診療録	1	患者診療録	1	「医療福祉相談援助報告」欄、 「記録」欄の一部	条例16条 6号
			2	「診療経過記録」欄の一部	条例16条 2号又は6号
			3	診療情報提供書（図1から4を含む。）	条例16条 6号
	2	看護データベース	1	「家族関係」欄、「その他の関連情報」欄の一部、「患者の入院による家族のストレス状況」欄	条例16条 6号

該当期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで